

様式第6号(第17条)

会 議 録

会議の名称		2020年 第2回 春日部市農業委員会総会			
開催日時		令和2年2月25日(火)		開 会	午前10時00分
				閉 会	午前11時05分
開催場所		春日部市役所2階全員協議会室			
議長氏名		会長 齋藤 千松			
席 者	農業委員	(出席人数：16人)			
		1	川鍋 信一	11	伊藤 弘子
		2	齋藤 千松		
		3	鈴木 宏	13	折原 みち子
		4	水口 健二	14	前島 喜一
		5	小川 利雄	15	(欠番)
		6	高橋 公彦	16	内田 高由
		7	萩原 勝	17	小久保 静夫
		8	星野 治三郎	18	市川 大倫
		9	渡邊 幸夫		
		10	山崎 勇喜		
	(欠席人数：2人)				
	12	横井 貞夫	19	齋藤 敏夫	
	事務局	(出席人数：5人)			
農業委員会事務局長 関口 信義		農業委員会事務局次長 金子 昌行			
農地振興担当主幹 藤浪 一夫		農地振興担当主査 中澤 ますみ			
農地振興担当主事 加藤 祐一					
市長部局	(出席人数：3人)				
	環境経済部農業振興課課長 福井 聖士		都市整備部開発調整課長 内藤 晋吾		
	建設部公園緑地課主幹 宮澤 仁				
農地利用最適化 推進委員		鈴木 嘉一、金重 一夫、岡田 實、横川 浩之、田口 守			

<p>次第及び公開、一部公開、非公開の区分</p>	<p>議案第1号農地法第3条（委員会）：公開 議案第2号農地法第4条（知事）：公開 議案第3号農地法第5条（知事）：公開 議案第4号租税特別措置法適格者証明：公開 議案第5号生産緑地の取得斡旋について：公開 議案第6号春日部農業振興地域整備計画の変更に係る申出に関する意見聴取について：公開 議案第7号「春日部農業振興地域の農業に関する計画」の定期検証に伴う意見聴取について：公開 議案第8号春日部市農用地利用集積計画の決定について：公開 議案第9号農用地利用配分計画に関する意見について：公開</p>								
<p>一部公開・非公開の場合はその理由</p>	<p><input type="checkbox"/> 要綱第3条第1号該当： <input type="checkbox"/> 要綱第3条第2号該当： <input type="checkbox"/> 要綱第3条第3号該当： <input type="checkbox"/> 要綱第3条第4号該当：</p>								
<p>配布資料</p>	<p>次第、議案書、案内図・詳細図、農地法第3条調査書</p>								
<p>会議録の作成方法</p>	<p><input type="checkbox"/> 録音テープ等を使用した全文記録 <input checked="" type="checkbox"/> 録音テープ等を使用した要点記録 <input type="checkbox"/> 要点記録</p>								
<p>会議録署名の指定</p>	<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="461 1227 627 1294">議席番号</th> <th data-bbox="627 1227 1442 1294">委員氏名</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="461 1294 627 1373">13</td> <td data-bbox="627 1294 1442 1373">折原 みち子</td> </tr> <tr> <td data-bbox="461 1373 627 1451">14</td> <td data-bbox="627 1373 1442 1451">前島 喜一</td> </tr> <tr> <td data-bbox="461 1451 627 1516">16</td> <td data-bbox="627 1451 1442 1516">内田 高由</td> </tr> </tbody> </table>	議席番号	委員氏名	13	折原 みち子	14	前島 喜一	16	内田 高由
議席番号	委員氏名								
13	折原 みち子								
14	前島 喜一								
16	内田 高由								

発 言 者	発言内容 ・ 決定事項
議長	<p>開会（午前10時00分）</p> <p>ただ今から2020年第2回総会を開会いたします。本日、2名が欠席です。在任委員16名が出席しておりますので、春日部市農業委員会会議規則第6条により総会は成立いたします。</p> <p>次に、運営委員会委員長より報告がございます。</p>
運営委員長	<p>本日の総会前の運営委員会におきまして、</p> <p>(1) 春日部市農用地利用集積計画の決定について（依頼）</p> <p>(2) 農地利用最適化推進委員の改選について</p> <p>(3) 春日部農業振興地域整備計画の変更に係る申出に関する意見聴取について（依頼）</p> <p>(4) 「春日部農業振興地域の農業の振興に関する計画」の定期検証に伴う意見聴取について（依頼）</p> <p>(5) 春日部市農用地利用集積計画の決定について（依頼）（中間管理権の取得）</p> <p>(6) 農用地利用配分計画に関する意見について（依頼）</p> <p>(7) 生産緑地の取得斡旋について（依頼）</p> <p>の件につきまして、協議しました。</p>
議長	<p>次に、農業振興審議会について水口委員より報告がございます。</p>
委員	<p>2月7日に令和元年度第2回春日部市農業振興審議会が行われ、横井委員と出席いたしました。会議において</p> <p>(1) 農用地区域からの除外申出について</p> <p>(2) 「春日部市農業振興地域の農業の振興に関する計画（27号計画）」の定期的な検証について</p> <p>につきまして、協議しました。</p>
議長	<p>それでは本日の議題は、</p> <p>日程1 議案第1号「農地法第3条（委員会）」1議案4件</p> <p>日程2 議案第2号「農地法第4条（知事）」1議案2件</p> <p>日程3 議案第3号「農地法第5条（知事）」1議案7件</p> <p>日程4 議案第4号「租税特別措置法適格者証明」1議案1件</p> <p>日程5 議案第5号「生産緑地の取得斡旋について」1議案3件</p> <p>日程6 議案第6号「春日部農業振興地域整備計画の変更に係る申出に関する意見聴取について」</p> <p>日程7 議案第7号「春日部農業振興地域の農業に関する計画」の定期検証</p>

に伴う意見聴取について

日程 8 議案第 8 号「春日部市農用地利用集積計画の決定について」

日程 9 議案第 9 号「農用地利用配分計画に関する意見について」

合計 9 議案となります。次に、会議規則第 35 条の規定により議事録に署名する委員を指名いたします。それでは議席番号 13 番折原みち子委員、14 番前島喜一委員、議席番号 16 番内田高由委員を指名いたします。議事に入る前に申し上げます。発言の際は、挙手のうえ、指名されてから、起立して議席番号及び氏名を述べてから発言をお願いします。次に事前審査の日程及び審査委員、農地利用最適化推進委員並びに議案の説明者につきましては、別紙一覧でお示しのとおりです。それでは、議事にはいります。申請番号 3 番から 6 番について、事務局より説明を求めます。

事務局

議案第 1 号「農地法第 3 条（委員会）」について、申請が 4 件あったので、審議を求めます。議案書の 1 頁をご覧ください。申請番号 3 番について、申請理由は、経営規模の拡大です。案内図 1 頁、詳細図は 2 頁となります。スクリーンをご覧ください。申請地となります。次に農地法第 3 条調査書 1 頁をご覧ください。書類調査の結果、農地法第 3 条第 2 項各号に該当しないことを確認しました。また、農地法施行規則に基づく申請書が整っております。次に、申請番号 4 番について、申請理由は、経営規模の拡大です。住民登録地は川口市ですが、宮代町に農業拠点地があります。案内図 3 頁、詳細図は 4 頁となります。スクリーンをご覧ください。申請地となります。次に農地法第 3 条調査書 2 頁をご覧ください。書類調査の結果、農地法第 3 条第 2 項各号に該当しないことを確認しました。また、農地法施行規則に基づく申請書が整っております。次に、申請番号 5 番について、申請理由は、経営規模の拡大です。住民登録地は武蔵野市ですが、市内に居所があります。案内図 5 頁、詳細図は 6 頁となります。スクリーンをご覧ください。申請地となります。次に農地法第 3 条調査書 3 頁をご覧ください。書類調査の結果、農地法第 3 条第 2 項各号に該当しないことを確認しました。また、農地法施行規則に基づく申請書が整っております。次に、申請番号 6 番について、申請理由は、経営規模の拡大です。案内図 7 頁、詳細図は 8 頁となります。スクリーンをご覧ください。申請地となります。次に農地法第 3 条調査書 4 頁をご覧ください。書類調査の結果、農地法第 3 条第 2 項各号に該当しないことを確認しました。また、農地法施行規則に基づく申請書が整っております。

議長

おはかりいたします。はじめに推進委員より意見を求めます。次に事前審査委員より報告を求めたいと思います。これにご異議ございませんか。

（なしの声あり）

議長

異議なしと認め、申請番号 3 番について、担当地区の鈴木嘉一推進委員より意見を求めます。

推進委員	申請番号3番について、令和2年2月13日午前9時30分より農業委員と推進委員と事務局職員で申請地及び申請人保有農地の現地調査を実施したところ、申請人保有農地については農地法第2条の2で定められた農地の農業上の適正かつ効率的な利用が確保されていることを確認しました。申請地については、雑草が繁茂しておりました。そのため、事務局から代理人に指導したところ、草が刈り取られ、申請地の農地法第2条の2で定められた農地の農業上の適正かつ効率的な利用が確保されていることを確認しました。以上の事から問題なしとして意見を述べ報告いたします。
議長	次に、申請番号4番、6番について、担当地区の横川浩之推進委員より意見を求めます。
推進委員	申請番号4番について、令和2年2月7日午前9時30分より農業委員と推進委員と事務局職員で申請地及び申請人保有農地の現地調査を実施したところ、申請地の一部に物置が設置されておりました。そのため、事務局より代理人に指導したところ、物置が撤去され、申請地及び申請人保有農地について、農地法第2条の2で定められた農地の農業上の適正かつ効率的な利用が確保されていることを確認しました。以上の事から問題なしとして意見を述べ報告いたします。次に、申請番号6番について、令和2年2月7日午前9時30分より農業委員と事務局職員で申請地及び申請人保有農地の現地調査を実施したところ、農地法第2条の2で定められた農地の農業上の適正かつ効率的な利用が確保されていることを確認しました。以上の事から問題なしとして意見を述べ報告いたします。
議長	次に、申請番号5番について、担当地区の金重一夫推進委員より意見を求めます。
推進委員	申請番号5番について、令和2年1月15日午前9時より農業委員と推進委員と事務局職員で申請地及び申請人保有農地の現地調査を実施したところ、農地法第2条の2で定められた農地の農業上の適正かつ効率的な利用が確保されていることを確認しました。以上の事から問題なしとして意見を述べ報告いたします。
議長	次に事前審査委員より報告を求めます。議席番号6番高橋公彦委員より申請番号3番から6番の事前審査の報告を求めます。
委員	申請番号3番から6番について、事前審査の報告をします。日時、事前審査委員等はお示ししたとおりです。申請地及び申請人保有農地に関し担当地区

	<p>推進委員に意見を求めたところ、農地法第2条の2で定められた農地の農業上の適正かつ効率的な利用が確保されていることが確認できたことから、事前審査委員5人で合議により許可と決しました。</p>
議長	<p>これより質疑を求めます。発言のある方は挙手願います。</p>
委員	<p>議席番号18番市川です。申請番号4番について、質問します。譲受人は新規就農者ですか。</p>
事務局	<p>申請書等には明記されておりませんが、農地が宮代町にしかないため、宮代町で新規就農したと思われます。</p>
議長	<p>ほかに質問はありますか。 (なしの声あり)</p>
議長	<p>質疑等なしと認め、質疑を終結します。採決にはいります。申請番号3番から6番について、原案のとおり許可することに賛成の委員の起立を求めます。 (全員起立)</p>
議長	<p>起立全員です。よって、議案第1号「農地法第3条(委員会)」申請番号3番から6番を許可と決しました。次に、日程2議案第2号「農地法第4条(知事)」を議題といたします。申請番号2番、3番について、事務局より説明を求めます。</p>
事務局	<p>申請番号2番について、転用計画は、申請地南側に位置する法人の道を挟んだ駐車場が使用できなくなるため、法人から要請を受け駐車場を設置するものです。案内図は9頁、詳細図は10頁となります。現地はスクリーンをご覧ください。農用地からの除外につきましては、証明書が添付されています。農地転用については、該当する土地改良区発行の支障ない旨の意見書が添付されています。接続道路は、東側の道路に接続しています。被害防除措置として、コンクリート及びブロックを設置します。資金計画については、自己資金として残高証明書が添付されています。申請書は整い、農地区分は、申請地周辺は集团的農地が10ヘクタール未満であり、第2種農地と考えられます。次に、申請番号3番について、転用計画は、道路拡幅工事に伴う阿弥陀堂の移設です。案内図は11頁、詳細図は12頁となります。現地はスクリーンをご覧ください。農用地からの除外につきましては、証明書が添付されています。該当する土地改良区はありません。接続道路は、北側の道路に接続しています。被害防除措置として、コンクリートブロックを設置します。資金計画については、融資証明書が添付されています。申請書は整い、農地区分は、申請地周辺は集团的農地が10ヘクタール未満であり、第2種農地</p>

	と考えられます。
議長	次に、申請番号2番について、担当地区の横川浩之推進委員より意見を求めます。
推進委員	申請番号2番について、令和2年2月7日午前9時30分より農業委員と推進委員と事務局職員で申請地及び申請人保有農地の現地調査を実施したところ、農地法第2条の2で定められた農地の農業上の適正かつ効率的な利用が確保されていることを確認しました。以上の事から問題なしとして意見を述べ報告いたします。
議長	次に、申請番号3番について、担当地区の岡田實推進委員より意見を求めます。
推進委員	申請番号3番について、令和2年2月6日午前9時30分より農業委員と推進委員と事務局職員で申請地及び申請人保有農地の現地調査を実施したところ、農地法第2条の2で定められた農地の農業上の適正かつ効率的な利用が確保されていることを確認しました。以上の事から問題なしとして意見を述べ報告いたします。
議長	次に事前審査委員より報告を求めます。議席番号7番萩原勝委員より申請番号2番、3番の事前審査の報告を求めます。
委員	申請番号2番、3番について、事前審査の報告をします。日時、事前審査委員等はお示ししたとおりです。申請地及び申請人保有農地に関し担当地区推進委員に意見を求めたところ、問題はないと報告がありました。申請地の現地調査を実施したところ、農地法第2条の2で定められた農地の農業上の適正かつ効率的な利用が確保されていることを確認できました。よって、当該申請については、事前審査委員5人で合議により許可相当とすることと決しました。
議長	これより質疑を求めます。発言のある方は挙手願います。
議長	議席番号18番市川です。申請番号2番について、質問します。駐車場の必要性について説明してください。
事務局	申請地南側に位置する法人の駐車場（案内図で法人及び駐車場の位置を示す）が使用できなくなるため、代替地として、申請人が法人から要請を受け駐車場を設置するものです。

議長	<p>ほかに質問はありますか。</p> <p>(なしの声あり)</p>
議長	<p>質疑等なしと認め、質疑を終結します。採決にはいります。申請番号2番、3番について、原案のとおり許可することに賛成の委員の起立を求めます。</p> <p>(全員起立)</p>
議長	<p>起立全員です。よって、議案第2号「農地法第4条(知事)」について申請番号2番、3番を許可と決しました。次に、日程3議案第3号「農地法第5条(知事)」を議題といたします。申請番号2番から8番について、事務局より説明を求めます。</p>
事務局	<p>議案第3号「農地法第5条(知事)」について、許可申請が7件あったので、審議を求める。議案書の3頁をご覧ください。申請番号2番について、申請法人はスクラップ業を営んでいます。申請理由は、会社の経営の安定をはかるため太陽光発電設備の設置です。案内図は13頁、詳細図14頁となります。現地はスクリーンをご覧ください。農用地からの除外につきましては、証明書が添付されています。農地転用については、該当する土地改良区発行の支障ない旨の意見書が添付されています。被害防除措置としてフェンスを設置します。雨水は、敷地内浸透処理です。資金については、自己資金として残高証明書が添付されています。申請書は整い、申請地周辺は、集团的農地が10ヘクタール未満であり第2種農地と考えられます。また、申請面積が30アール以上のため、農地法第5条第3項の規定に基づき農業委員会ネットワーク機構「一般社団法人埼玉県農業会議」に意見を求めます。申請番号3番について、転用計画は、自己用住宅を建築するため、市街化調整区域に長期居住する者の親族のための自己用住宅に該当します。案内図15頁、詳細図16頁となります。現地はスクリーンをご覧ください。農用地からの除外につきましては、証明書が添付されています。農地転用については、該当する土地改良区発行の支障ない旨の意見書が添付されています。接続道路は南東側の道路に接続しています。被害防除措置としてコンクリートブロックを設置します。雨水は、敷地内浸透処理です。生活排水は、合併処理浄化槽で処理後、側溝に排水する計画です。資金計画については、融資資金として融資証明書が添付されています。また、農地転用に係る事業計画の内容が開発行為を伴うため、本申請と同時に一般開発事業協議申請書が提出されています。申請書は整い、農地区分は、申請地周辺は集团的農地が10ヘクタール未満であり、第2種農地と考えます。申請番号4番について、転用計画は、自己用住宅を建築するため、市街化調整区域に長期居住する者の親族のための自己用住宅に該当します。案内図17頁、詳細図18頁となります。現地はスクリーンをご覧ください。農用地からの除外につきましては、証明書が添付されています。令和元年6月7日自己専用住宅で公告済です。</p>

土地改良区は該当ありません。接続道路は北東側の道路に接続しています。被害防除措置としてブロックを設置します。雨水は、敷地内浸透処理です。生活排水は、合併処理浄化槽で処理後、側溝に排水する計画です。資金計画については、融資資金として融資証明書が添付されています。また、農地転用に係る事業計画の内容が開発行為を伴うため、本申請と同時に一般開発事業協議申請書が提出されています。申請書は整い、農地区分は、申請地周辺は集团的農地が10ヘクタール未満であり、第2種農地と考えます。申請番号5番について、転用計画は、自己用住宅を建築するため、市街化調整区域に長期居住する者の親族のための自己用住宅に該当します。案内図19頁、詳細図20頁となります。現地はスクリーンをご覧ください。農用地からの除外につきましては、証明書が添付されています。農地転用については、該当する土地改良区発行の支障ない旨の意見書が添付されています。接続道路は北側及び西側の道路に接続しています。被害防除措置としてコンクリートブロックを設置します。雨水は、敷地内浸透処理です。生活排水は、合併処理浄化槽で処理後、側溝に排水する計画です。資金計画については、融資資金として融資証明書が添付されています。また、農地転用に係る事業計画の内容が開発行為を伴うため、本申請と同時に一般開発事業協議申請書が提出されています。申請書は整い、農地区分は、申請地周辺は集团的農地が10ヘクタール未満であり、第2種農地と考えます。申請番号6番について、転用計画は、自己用住宅を建築するため、市街化調整区域に長期居住する者の親族のための自己用住宅に該当します。案内図21頁、詳細図22頁となります。現地はスクリーンをご覧ください。農用地からの除外につきましては、証明書が添付されています。土地改良区は該当ありません。接続道路は西側の道路に接続しています。被害防除措置としてコンクリートブロックを設置します。雨水は、敷地内浸透処理です。生活排水は、合併処理浄化槽で処理後、側溝に排水する計画です。資金計画については、融資資金として融資証明書が添付されています。また、農地転用に係る事業計画の内容が開発行為を伴うため、本申請と同時に一般開発事業協議申請書が提出されています。申請書は整い、農地区分は、申請地周辺は集团的農地が10ヘクタール未満であり、第2種農地と考えます。申請番号7番について、申請法人は中古車販売業等を営んでいます。転用計画は、事業の拡大に伴い資材置場の増設です。案内図は23頁、詳細図は24頁となります。現地はスクリーンをご覧ください。農用地からの除外につきましては、証明書が添付されています。令和2年1月17日資材置場で公告済です。該当する土地改良区はありません。接続道路は南側の道路に接続しています。被害防除措置として農地との境界部は、ブロックを設置します。資金計画については、自己資金として残高証明書が添付されています。また、農地転用に係る事業計画の内容が開発行為を伴うため、本申請と同時に一般開発事業協議申請書が提出されています。申請書は整い、農地区分は、申請地周辺は集团的農地が10ヘク

	<p>タール未満であり、第2種農地と考えられます。申請番号8番について、転用計画は、畑として利用するための依頼を受け、この度の農地改良工事の申請に至ったものです。改良後はオリーブを作付けする計画です。案内図は25頁、詳細図は26、27頁となります。現地はスクリーンをご覧ください。工事期間は許可日から6カ月間です。農用地の利用については、適合証明書が添付されています。農地の一時転用については、該当する土地改良区発行の支障ない旨の意見書が添付されています。申請書は整っております。</p>
議長	<p>次に、申請番号6番について、担当地区の岡田實推進委員より意見を求めます。</p>
推進委員	<p>申請番号6番について、令和2年2月6日午前9時30分より農業委員と推進委員と事務局職員で申請地及び申請人保有農地の現地調査を実施したところ、農地法第2条の2で定められた農地の農業上の適正かつ効率的な利用が確保されていることを確認しました。以上の事から問題なしとして意見を述べ報告いたします。</p>
議長	<p>次に、申請番号8番について、担当地区の田口守推進委員より意見を求めます。</p>
推進委員	<p>申請番号8番について、令和2年2月10日午前9時30分より農業委員と推進委員と事務局職員で申請地及び申請人保有農地の現地調査を実施したところ、農地法第2条の2で定められた農地の農業上の適正かつ効率的な利用が確保されていることを確認しました。以上の事から問題なしとして意見を述べ報告いたします。</p>
議長	<p>次に、事前審査委員より報告を求めます。議席番号7番萩原勝委員より申請番号2番から4番の事前審査の報告を求めます。</p>
委員	<p>申請番号2番から4番について、事前審査の報告をします。日時、事前審査委員等はお示ししたとおりです。申請地の現地調査を実施したところ、農地法第2条の2で定められた農地の農業上の適正かつ効率的な利用が確保されていることを確認できました。よって、当該申請については、事前審査委員5人で合議により許可相当とすることと決しました。</p>
議長	<p>次に、事前審査委員より報告を求めます。議席番号8番星野治三郎委員より申請番号5番から8番の事前審査の報告を求めます。</p>
委員	<p>申請番号5番、7番について、事前審査の報告をします。日時、事前審査委</p>

	<p>員等はお示ししたとおりです。申請地の現地調査を実施したところ、農地法第2条の2で定められた農地の農業上の適正かつ効率的な利用が確保されていることを確認できました。よって、当該申請については、事前審査委員5人で合議により許可相当とすることと決しました。次に、申請番号6番、8番について、日時、事前審査委員はお示しのとおりです。申請地及び申請人保有農地に関し担当地区推進委員に意見を求めたところ、問題はないと報告がありました。申請地の現地調査を実施したところ、農地法第2条の2で定められた農地の農業上の適正かつ効率的な利用が確保されていることを確認できました。よって、当該申請については、事前審査委員5人で合議により許可相当とすることと決しました。</p>
議長	<p>これより質疑を求めます。発言のある方は挙手願います。 (なしの声あり)</p>
議長	<p>質疑等なしと認め、質疑を終結します。採決にはいります。申請番号2番から8番について、原案のとおり許可することに賛成の委員の起立を求めます。 (全員起立)</p>
議長	<p>起立全員です。よって、議案第3号「農地法第5条(知事)」申請番号2番から8番を許可相当と意見を付して県知事に送付いたします。また、申請番号2番につきましては、農地法第5条第3項の規定に基づき農業委員会ネットワーク機構「一般社団法人埼玉県農業会議」の意見を付して県知事に送付いたします。次に、日程4議案第4号「租税特別措置法適格者証明」を議題といたします。申請番号2番について、事務局より説明を求めます。</p>
事務局	<p>議案第4号「租税特別措置法適格者証明」について申請が1件あったので、審議を求めます。議案書6頁をご覧ください。租税特別措置法適格者証明は、申請人が租税特別措置法の適格者であることを証明するもので、新規に適用を受ける場合及び農地の相続税(贈与税)納税猶予制度を受けている方が、3年毎に引続きこの特例を受けたい旨の継続届出書を税務署に提出する際、必要な証明です。納税猶予の対象農地が適正に管理されている場合のみ証明するものです。申請番号2番について、案内図は28頁及びスクリーンをご覧ください。申請理由は、申請農地を相続したことにより、相続税の納税猶予の制度の適用に関し、租税特別措置法適格者証明があったものです。継続申請です。申請者が経営主で年間従事日数は100日です。</p>
議長	<p>次に、申請番号2番について担当地区の鈴木嘉一推進委員より意見を求めます。</p>
推進委員	<p>申請番号2番について、令和2年2月13日午前9時30分より農業委員と推進委員と事務局職員で申請地の現地調査を実施したところ、申請地の一部</p>

	に雑草が繁茂してました。そのため、申請人に指導したところ、草が刈り取られ、農地法第2条の2で定められた農地の農業上の適正かつ効率的な利用が確保されていることを確認しました。以上の事から問題なしとして意見を述べ報告いたします。
議長	次に議席番号8番星野治三郎委員より申請番号2番の事前審査の報告を求めます。
委員	申請番号2番について、事前審査の報告をします。日時、事前審査委員はお示しのとおりです。担当地区推進委員に意見を求めたところ問題ないと報告を受けており、農地法第2条の2で定められた農地の農業上の適正かつ効率的な利用が確保されていることを確認しました。以上の事から当該申請については事前審査委員5人で合議により証明することと決しました。
議長	これより質疑を求めます。発言のある方は挙手願います。 (なしの声あり)
議長	質疑等なしと認め、質疑を終結します。おはかりいたします。申請番号2番を原案のとおり証明することに賛成の委員の起立を求めます。 (全員起立)
議長	起立全員です。議案第4号「租税特別措置法適格者証明」について申請番号2番について証明書を発行することと決しました。次に、日程5議案第5号「生産緑地生産緑地の取得斡旋について」を議題といたします。申請番号2番から4番について、事務局より説明を求めます。
事務局	議案第5号「生産緑地の取得斡旋について」審議を求める。議案書の9頁をご覧ください。市長より生産緑地の取得斡旋の依頼がありましたので、生産緑地の取得の斡旋について、委員の皆様へお願いしたところでございます。また、市公式ホームページへの掲載を行いました。本日までに委員による斡旋及び斡旋希望の問い合わせはありませんでした。よって、市長へ斡旋希望者なしとして回答してよいかご審議願います。
議長	次これより質疑を求めます。発言のある方は挙手願います。 (なしの声あり)
議長	質疑等なしと認め、質疑を終結します。採決にはいります。申請番号2番から4番を原案のとおり決定することに賛成の委員の起立を求めます。 (全員起立)
議長	起立全員です。よって、議案第5号「生産緑地の取得斡旋について」申請番号2番から4番を原案のとおり決定いたしました。次に、日程6議案第6号「春日部農業振興地域整備計画の変更に係る申出に関する意見聴取につい

	て」を議題といたします。事務局より説明を求めます。
事務局	議案第6号「春日部農業振興地域整備計画の変更に係る申出に関する意見聴取について」議案書14頁をご覧ください。春日部市長より農業振興地域の整備に関する法律施行規則第3条の2第1項により、意見を求められたので、審議をを求めるものです。1月の全員協議会で説明をし、意見の聴取を依頼した結果、意見はありませんでした。
議長	これより質疑を求めます。発言のある方は挙手願います。 (なしの声あり)
議長	質疑等なしと認め、質疑を終結します。採決にはいります。議案第6号について、原案のとおり決定することに賛成の委員の起立を求めます。 (全員起立)
議長	起立全員です。よって、議案第6号「春日部農業振興地域整備計画の変更に係る申出に関する意見聴取について」を原案のとおり決定しました。次に、日程7議案第7号「春日部農業振興地域の農業に関する計画の定期検証に伴う意見聴取について」を議題といたします。事務局より説明を求めます。
事務局	議案第7号「春日部農業振興地域の農業の振興に関する計画」の定期検証に伴う意見聴取について 議案書18頁をご覧ください。春日部市長より農業振興地域の整備に関する法律施行規則第4条の5第1項27号ハにより意見を求められたので、審議を求めるものです。1月の全員協議会で説明をし、意見の聴取を依頼した結果、意見はありませんでした。
議長	これより質疑を求めます。発言のある方は挙手願います。 (なしの声あり)
議長	質疑等なしと認め、質疑を終結します。採決にはいります。議案第7号を原案のとおり決定することに賛成の委員の起立を求めます。 (全員起立)
議長	起立全員です。よって、議案第7号「春日部農業振興地域の農業に関する計画の定期検証に伴う意見聴取について」を原案のとおり決定しました。次に、日程8議案第8号「春日部市農用地利用集積計画の決定について」を議題といたします。事務局より説明を求めます。
事務局	議案第8号「春日部市農用地利用集積計画の決定について」、議案書22頁をご覧ください。春日部市長より農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により農地利用集積計画の案について決定を求められたため、審議をを求めるものです。1月の全員協議会で説明をし、意見の聴取を依頼した結果、意見はありませんでした。

議長	<p>これより質疑を求めます。発言のある方は挙手願います。 (なしの声あり)</p>
議長	<p>質疑等なしと認め、質疑を終結します。採決にはいります。議案第8号を原案のとおり決定することに賛成の委員の起立を求めます。 (全員起立)</p>
議長	<p>起立全員です。よって、議案第8号「春日部市農用地利用集積計画の決定について」を原案のとおり決定しました。次に、日程9議案第9号「農用地利用配分計画に関する意見について」を議題といたします。事務局より説明を求めます。</p>
事務局	<p>議案第9号「農用地利用配分計画に関する意見」について、議案書26頁をご覧ください。春日部市長より農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定により、意見を求められたので、審議を求めるものです。1月の全員協議会で説明をし、意見の聴取を依頼した結果、意見はありませんでした。</p>
議長	<p>これより質疑を求めます。発言のある方は挙手願います。 (なしの声あり)</p>
議長	<p>質疑等なしと認め、質疑を終結します。採決にはいります。議案第9号を原案のとおり決定することに賛成の委員の起立を求めます。 (全員起立)</p>
議長	<p>よって、議案第9号「農用地利用配分計画に関する意見について」を原案のとおり決定しました。次に、日程10報告第1号「農地法第3条の3（相続等による権利移動）」日程11報告第2号「農地法第3条（届出－中間管理機構・円滑化団体の取得）」日程12報告第3号「農地法第4条（届出）」日程13報告第4号「農地法第5条（届出）」日程14報告第5号「農地法第18条（通知）」日程15報告第6号「違反転用事案報告」につきまして、議案書の30頁から46頁にお示しのとおりです。以上で議案は終了しました。次に、配布資料につきましては、お手元の資料のとおりです。次に、その他でございますが何かありますか。 (なしの声あり)</p>
議長	<p>次に、次回日程及び次回事前審査につきましては、事務連絡にてお示しのとおりです。本日の議案の審議ならびに報告等はすべて終了いたしました。以上をもちまして、2020年第2回総会を閉会いたします。なお、全員協議会を11時20分から同会場で開催いたします。閉会（午前11時05分）</p>

議事の顛末・概要を記載し、その相違なきことを証するためここに署名する。

令和 年 月 日

署名者の職・氏名

議 長 _____ 会長

農業委員 _____ 番

農業委員 _____ 番

農業委員 _____ 番